

松江市固定資産評価員の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松江市固定資産評価員の設置等に関する条例（平成 17 年松江市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(報酬) 第 2 条 固定資産評価員の報酬は、月額 <u>310,000 円</u> 以内において市長が定める額 とする。	(報酬) 第 2 条 固定資産評価員の報酬は、月額 <u>29 万 9,000 円</u> 以内において市長が定める額 とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。